

確定申告

2月18日(月)～3月15日(金)
確定申告・町県民税申告

【確定申告】 菊池税務署 ☎0968(25)2121(自動音声案内)
 【町県民税】 税務課 住民税係 ☎(232)4911

平成24年分の所得税の確定申告は2月18日(月)～3月15日(金)までとなっています。例年、申告期限前は窓口が混み合いますので、申告が必要なのは必要書類などを事前に確認し、余裕を持ってお早めに申告をしてください。また、確定申告期間中、役場では町県民税の申告を受け付けています。



確定申告が必要な人

- 給与所得者(アルバイトを含む)で、2力以上から給与をもらっている人
- 給与以外の所得金額が20万円を超えている人
- 事業所得、不動産所得、譲渡所得などがある人
- 給与の収入が2,000万円を超える人

町県民税申告が必要な人

- 平成25年1月1日現在で、菊陽町に住民票があり、次に該当する人
- 平成24年中に所得税はかからないが、何らかの収入があった人
- 平成24年中に収入はないが、町県民税の各種証明書が必要な人
- 確定申告を税務署へ提出する人
- 給与所得のみで職場の年末調整が済んでいる人、町内に住所のある親族の扶養になっている人は除きます。

申告に必要なもの

- 1 収入・経費について
 - 源泉徴収票、支払証明書(原本)
 - 農業、営業、不動産などの所得がある人は収支内訳書(収入金額と必要経費を記載したもの)
- 2 控除について
 - 社会保険料控除証明書または領収書(国民健康保険・任意継続保険・国民年金・介護保険・後期高齢者医療保険など)
 - 保険料などの控除証明書(生命保険・個人年金・介護保険・地震保険など)
 - 障害者控除を受ける人は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書
 - 医療費控除関係(領収書(原本)・高額医療費、保険会社などの給付金額が分かるもの)
- 3 その他
 - 印鑑(認印で可)
 - 本人の口座番号が分かる通帳など

後期高齢者医療保険料・介護保険料をお支払いの人

- 後期高齢者医療保険料または介護保険料を納付している人で、納付確認書が必要な人は窓口で発行します
- ので、身分証を持参して窓口にお越しください。

してください。郵送を希望する場合は、お問い合わせください。

【後期高齢者医療保険料】

健康・保険課 国民健康保険係 ☎(232)4912

【介護保険料】

介護保険課 介護保険係 ☎(232)2508

■主な税制改正点(所得税における生命保険控除の拡充)
 「一般生命保険控除」と「個人年金保険料」に「介護医療保険料」が加わって3種類になり、所得控除は最高で12万円を差し引くことができるようになりました(町県民税では控除額が異なります)。

○旧制度の控除	
①一般生命保険料控除	最高5万円
②個人年金保険料控除	最高5万円
○新制度の控除額(平成24年から)	
①一般生命保険料控除	最高4万円(旧契約のみ適用で最高5万円)
②個人年金保険料控除	最高4万円(旧契約のみ適用で最高5万円)
③介護医療保険料控除	最高4万円

①②③を合計し、最高12万円を限度

九州北部豪雨で被害を受けた人へ
 この度の「九州北部豪雨」による災害により、住宅や家財などに損害を受けた人には、税負担を軽減する制度があります。詳しくは菊池税務署にお問い合わせください。

確定申告・住民税申告の日程

期日	受付地区		場所
	午前 9時～11時	午後 1時～4時	
2月18日(月)	三里木・三里木北		三里木町民センター
19日(火)	新山・北新山・境の松		
20日(水)	杉並台・青葉台・新成		
21日(木)	東ヶ丘・沖野		武蔵ヶ丘コミュニティセンター
22日(金)	光の森1町内～7町内		
25日(月)	武蔵ヶ丘1町内～4町内		
26日(火)	武蔵ヶ丘5町内～8町内		
27日(水)	八久保・南八久保・にじの森		
28日(木)	花立・南花立・向陽台		
3月1日(金)	中代		東部町民センター
4日(月)	上中代・出分	戸次・馬場楠	役場2階大会議室
5日(火)	川久保・下原	津留・大堀木	
6日(水)	曲手・辛川	井口・道明	
7日(木)	あさひヶ丘・津久礼ヶ丘	上津久礼	
8日(金)	宮ノ上・ひばりヶ丘	下津久礼	
11日(月)	緑ヶ丘	緑陽台	
12日(火)	入道水・柳水・馬場		
13日(水)	鉄砲小路・長塚	新町・南方	
14日(木)	中尾・光団地・駅前・古閑原		

※混雑を避けるため、行政区ごとに受付日(午前・午後)を指定しています。できるだけ、お住まいの行政区の指定された日に申告してください。申告会場は混み合う場合がありますので、時間に余裕をもってお越しください。

菊陽町の申告会場で受けられない申告

- 確定申告をする人のうち、次に該当する人は菊池税務署で申告をお願いします。
- 譲渡所得 ○住宅ローン控除を初めて申告する人
 - 消費税・贈与税の申告
 - 準確定申告(平成24年中に亡くなられた人の申告)

申告に必要な障害者控除対象者認定の申請

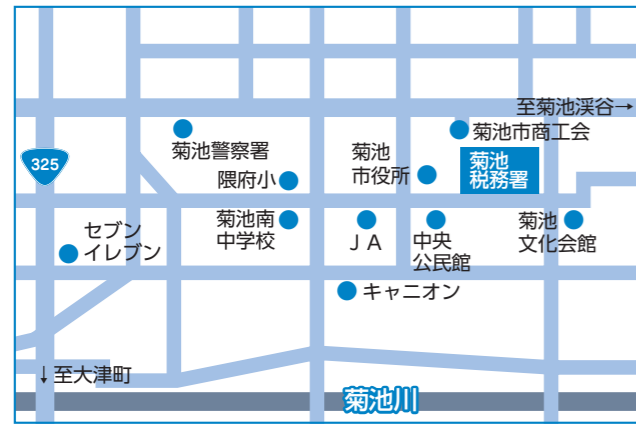
- 65歳以上の要介護認定者は、町で交付する「障害者控除対象者認定書」により障害者控除を受けることができます(身体障害者手帳などで控除を受ける人は対象外です)。
- 65歳以上の要介護認定を受けている菊陽町の被保険者で、平成24年12月31日現在の状態が次のいずれかに該当する人。
- 障害者
 - ・身体障害者(3級～6級)に準ずる人
 - ・知的障害者(軽度・中度)に準ずる人
 - 特別障害者
 - ・身体障害者(1級・2級)に準ずる人
 - ・知的障害者(重度)に準ずる人
- (手続きに必要なもの)
- ・障害者控除対象者認定申請書(介護保険係で用意しています)
 - ・印鑑(認印で可)
- 問い合わせ 介護保険課 介護保険係 ☎(232)2508

菊池税務署からのお知らせ

■申告日程(税務署)

期日	場所	申告内容
2/18(月)～3/15(金) (土・日を除く) 午前9時～午後4時	菊池税務署 (〒861-1393 菊池市隈府 874番地1)	全ての所得税申告 個人事業主の消費税

■菊池税務署案内図



■確定申告書の作成は国税庁のホームページでできます

国税庁ホームページに掲載している「確定申告書等作成コーナー」で作成することができます。作成した申告書のデータはe-Taxを利用し、自宅から税務署に送信できます。また、印刷した申告書は税務署に直接郵送などでも提出できます。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

■確定申告に関する相談は電話相談センター「0」番へ

1月21日(月)から3月15日(金)までの期間、「確定申告電話相談センター」を開設し、所得税、消費税および贈与税の確定申告に関するご相談などに電話でお答えします。税務署の代表電話にかけると、自動音声案内でご案内しますので「0」番を選択し用件をお話してください。

■公的年金収入のある人の確定申告について

公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税について確定申告をする必要はありません。

ただし、この場合であっても、

- 1 所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。
- 2 住民税の申告が必要な場合があります。

■問い合わせ

菊池税務署 ☎0968(25)2121 ※自動音声案内